

小牧市こども計画 中間見直しについて

令和 7 年度～令和 11 年度を計画期間とする『小牧市こども計画』について、令和 8 年度以降の計画の内容および量の見込みと確保方策について見直しの必要性が生じたため、令和 8 年 9 月にこども計画の中間見直しを行います。

1 主な内容

(1) 学校再編に伴う放課後児童クラブの量（利用人数）の見込みについて

令和 9 年 4 月に篠岡地区において学校再編が実施されます。児童クラブは小学校ごとに設置しており、学校再編に併せて児童クラブの統合を行います。これに伴い、統合後の利用人数の見込みを計画に反映させます。

(2) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）について

令和 8 年 4 月から実施するこども誰でも通園制度について、国の基本指針に基づき、量の見込み、確保方策およびその実施時期を計画に追記します。

(3) こども若者総合相談センターについて

子ども・若者育成支援に関する相談に応じ、関係機関の紹介その他の必要な情報の提供及び助言を行う拠点となる「子ども・若者総合相談センター」について新たに記載し、開設について検討していきます。

2 法令上の根拠

子ども・子育て支援法第 61 条（抜粋）

7 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、第 72 条第 1 項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を、他の場合にあっては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聞かなければならぬ。

8 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更をしようとするときは、あらかじめ、インターネットの利用その他の内閣府令で定める方法により広く住民の意見を求めることその他の住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

9 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更をしようとするときは、あらかじめ、都道府県に協議しなければならない。

3 計画の見直しのスケジュール

令和8年5月	第1回こども・子育て会議	見直し案の審議
6月	第2回こども・子育て会議	見直し案の承認
7月～8月	パブリックコメントの実施（1か月間）	
8月中旬	意見とりまとめ（修正案）と公表	
9月上旬	第3回こども・子育て会議	パブコメ結果（修正案）報告
10月	公表	

* 愛知県との協議次第によっては、スケジュールが変動する場合があります。